

- 育児講座
- ◆「ベビーマッサージ講習会」
- 日時 5月19日(木)
午後1時30分～2時30分
- 会場 子育て支援センター
- 講師 塚本 由美子氏(助産師)
- 対象 2か月から7か月の子どもとその保護者(町内優先)
- 内容 オイルを使い、赤ちゃんの素肌をマッサージします。
- 定員 子ども13人
- 参加費 200円(当日集金)

お知らせ

Mihama Information

募集や案内等、さまざまなお知らせをお届けします。

町役場各部署直通電話番号

総務課	32-6700
企画政策課	32-6701
美浜創生戦略課	32-6715
エネルギー政策課	32-6716
税務課	32-6702
住民環境課	32-6703
福祉課	32-6704
健康づくり課	32-6713
商工観光課	32-6705
農林水産課	32-6706
土木建築課	32-6707
みはまブランド開拓課	32-6714
教育政策課	32-6708
生涯学習課(なびあす内)	32-1212
出納室	32-6710
議会事務局	32-6711
上下水道課	32-1341

町各施設電話番号

はあとぴあ	32-3111
なびあす	32-1212
町立図書館(なびあす内)	32-0083
丹生診療所	39-1301
東部診療所	37-2911
総合体育館	32-3200
エコクル美方	45-2300
子育て支援センター	32-0192
若狭国吉城歴史資料館	32-0050
美浜町歴史文化館	32-0027
給食センター	32-2111

交通規制にご協力をお願いします

※お問い合わせ先

美浜・五木ひろしまラッソン
実行委員会事務局
(町教育政策課 担当・大同)

☎ 32-6708

- 申込期間 4月26日(火)～5月17日(火)
※定員になり次第締め切ります。
- ※お問い合わせ先 子育て支援センター(担当・山田)
☎ 32-0192

美浜町障害者定期相談会
「いのちの相談室」を開催します

- 日時 毎月第1・3火曜日
(祝日を除く)
午後1時30分～3時30分
- 会場 はあとぴあ

※お問い合わせ先
町福祉課(担当・萩原)

☎ 32-6704

MAP



美浜発電所の状況

今回の報告では、3月17日から4月18日までの美浜発電所の状況等についてお知らせします。

美浜1号機	運転終了(平成27年4月27日)
美浜2号機	運転終了(平成27年4月27日)
美浜3号機	第25回定期検査中(平成23年5月14日～)



↑緊急避難用ヘリポートの整備位置

丹生地区に緊急避難用ヘリポートが完成しました

このほど、福井県が整備を進めてきた原子力災害時の緊急避難用ヘリポートが、旧丹生小学校近隣の関西電力(株)用地駐車場に完成しました。福井県では、平成26年度から、地震等による複合災害時に道路が寸断された場合の住民の避難手段等を確保するために、原子力発電所5km圏内等に順次ヘリポートの整備を進めてきました。

整備内容は、次のとおりです。

■整備施設・機材

▼ヘリポート…約30m×30mのアスファルト舗装で、実線(黄色)でHマーク(円・直径20m)を表示

▼風向指示器…ヘリコプターが離着陸するときに風力や風向を目視で確認できる指示器を設置



↑丹生に完成した緊急避難用ヘリポート

▼照明機材及び倉庫…夜間にヘリコプターが離着陸するときに必要な可搬型照明一式(発電機を含む)及び機材を収納する倉庫2基を設置

町では、災害時のヘリポートとして、佐田のふれあい広場や総合運動公園等10箇所を指定していますが、このヘリポートの完成により、半島部における有事の際の迅速な住民避難が可能となります。広域避難時の避難手段の一つとして、自家用車やバス等での避難ができない方が、このヘリポートから避難所近辺のヘリポートまで移動し、町・県が手配するバスで避難所まで避難することができます。

このヘリポートの管理・運営は町が行うため、職員が夜間照明等の取り扱い説明を受け、設置訓練を行いました。今後も万が一の際に運用・管理する町職員等の訓練を定期的に実施し、原子力防災対策の充実を図っていきます。



▷4月1日に着任された
環境省 原子力規制庁
美浜原子力規制事務所
所長 館内 政昭氏

美浜原子力規制事務所長を拝命しました、館内政昭と申します。

平成15年4月に旧原子力安全・保安院に入省し、主に検査関係を担当して参りました。現地事務所には、福島第一、美浜、志賀、東通の保安検査官として勤務してきました。ちなみに、当事務

所勤務は、10年ぶりの勤務となります。

当事務所は、原子力保安検査官及び原子力防災専門官併せて5人が勤務しており、日々関西電力(株)美浜発電所に赴き、発電所の保安活動が適切に実施されているかを確認し、検査結果等を規制庁のホームページに公表しています。

私たちは、業務遂行の透明性を確保するとともに、分かりやすく情報を皆様にお伝えするよう心掛け、広報活動に力を入れる所存ですので、いつでも気軽にお越しください。

何卒よろしく願いいたします。

平成 28 年
美浜町区長名簿

平成 28 年の各区の区長さんは、次の方々です。（敬称略）

行政区名	氏 名
早 瀬	上野山 由 寛
笹 田	田 辺 義 幸
日 向	志 賀 繁 男
気 山	山 口 逸 男
大 藪	山 本 博 之
金 山	加 茂 良 樹
久 保	松 田 賢 一
郷 市	山 本 隆 一
松 原	松 井 透
久々子	竹 長 徹
矢 筈	秋 山 芳 弘
河原市	中 谷 敏 治
南 市	山 口 治 和
和 田	早 川 俊 一
木 野	大 同 源 悟
佐 柿	立 神 比呂志
麻 生	今 安 正 幸
中 寺	大 野 弘 義
宮 代	堀 田 信 博
小三ヶ	武 長 廣 一
新 庄	藤 本 久
野 口	馬 野 浩 一
佐 野	大 塩 一 成
上 野	梶 岡 昭 夫
興道寺	上登能 健 二
雲 谷	渡 邊 榮
小 倉	川 口 健 二
栄	仲 嶋 孝 行
坂 尻	清 水 徹
山 上	和 田 達 二
太 田	山 崎 正 浩
佐 田	河 合 義 則
北 田	乙 見 康 夫
菅 浜	山 本 光 雄
竹 波	川 畑 満 博
丹 生	岡 崎 良 一
けやき台	村 山 司

● **申込期間**
5月2日（月）～6月30日（木）

● **申込方法**
町健康づくり課で「指定申込用紙」を記入し、「保険証の写し」とともに提出してください。
※指定申込用紙は、町ホームページからダウンロードできます。

● **参加費** 無料

※要予約

※お問い合わせ先
二州健康福祉センター
☎22-3747

● **内容**
臨床心理士やこころの相談医師、保健師等を交えて、育児不安を抱える保護者同士が自由に語り合います。（個別相談も受けられます）

ペット（PET・CT）健診とは、がんの検査方法の一つです。特定の部位や臓器だけでなく全身を一度に検査できるため、小さながんの発見に効果があります。

町では、検診費用の3分の1の額（特定年齢の人は半額・千円未満切り捨て）を助成します。

● **申込資格**（すべてに該当する方）
・申し込み日の1年以上前から町内に住所を有する方
・40歳以上の方
・各種健康保険の被保険者及びその被扶養者
・町税を完納している方

● **定員** 50人

※応募者多数の場合は抽選します。

対象となる検査機関や検査日時等の詳細は、町健康づくり課までお問い合わせください。

※お問い合わせ先
町健康づくり課（担当・武田）
☎32-6713

● **受診期間**
平成28年8月1日（月）
～平成29年2月28日（火）

● **申込資格**（すべてに該当する方）
・申し込み日の1年以上前から町内に住所を有する方
・40歳以上の方
・各種健康保険の被保険者及びその被扶養者
・町税を完納している方

ペット（PET・CT）健診費用の一部を助成します

● **受診期間**
平成28年8月1日（月）
～平成29年2月28日（火）

● **申込資格**（すべてに該当する方）
・申し込み日の1年以上前から町内に住所を有する方
・40歳以上の方
・各種健康保険の被保険者及びその被扶養者
・町税を完納している方

● **定員** 50人

※応募者多数の場合は抽選します。

対象となる検査機関や検査日時等の詳細は、町健康づくり課までお問い合わせください。

※お問い合わせ先
町健康づくり課（担当・武田）
☎32-6713



連休中の
ごみ収集・受け入れのお知らせ

		ごみ収集		エコクル美方への持ち込み	
		可燃・生ごみ	不燃・資源ごみ	可燃・生ごみ	不燃・資源ごみ
4月	29日(金) 昭和の日	○	×	8:30～16:00	×
	30日(土)	×	×	×	×
5月	1日(日)	×	×	×	×
	2日(月)	○	○	8:30～16:00	8:30～16:00
	3日(火) 憲法記念日	○	○	8:30～16:00	×
	4日(水) みどりの日	○	○	8:30～16:00	×
	5日(木) こどもの日	○	○	8:30～16:00	×
	6日(金)	○	○	8:30～16:00	8:30～16:00

■エコクル美方への持ち込み可能時間
平日 午前8時30分～午後4時（すべてのごみ）
第2、4日曜 午前8時30分～正午（すべてのごみ）
祝日 午前8時30分～午後4時（可燃と生ごみのみ）
※第2、第4日曜日以外の土、日曜日は受け入れを行っていません。

※お問い合わせ先 町住民環境課（担当・藤村）☎32-6703
エコクル美方 ☎45-2300

地区公民館の名称と住所が変わります

平成 27 年度は、地区公民館再生のモデル地区として、北西郷地区で北地区公民館を開館、運営してきました。
平成 28 年度より、全ての地区公民館の機能を各小学校から分け、単独で運営することから、名称と住所が変わりました。

新名称		住所	備考
美浜町北西郷公民館 （旧 美浜町北地区公民館）		笹田 15-1	
美浜町南西郷公民館 （旧 美浜町南地区公民館）		金山 14-1	旧文化財室 （改修中）
美浜町耳公民館 （旧 美浜町耳地区公民館）	新庄分館	河原市 8-8	歴史文化館と併設
	西分館	新庄 65-55	貸館のみ
美浜町山東公民館 （旧 美浜町東地区公民館）	菅浜分館	興道寺 38-1	貸館のみ
		山上 1-11-1	佐田出張所と併設
	丹生分館	菅浜 70-8-2	貸館のみ
		丹生 62-1	貸館のみ （改修中）

● **利用時間**
午前 9 時から午後 10 時
（一部公民館については、利用時間が異なります。）

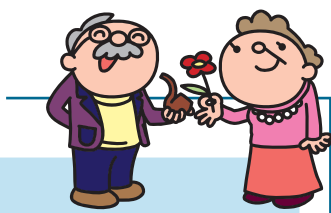
● **休館日**
毎週月曜日、祝祭日、年末年始、
その他教育委員会が必要であると認めた日

※対象地域は今までと同じです。

※詳しくは、各公民館が発行する便り等をご確認ください。

※お問い合わせ先 町生涯学習課 地区公民館再生室（担当・木谷）☎32-1212

後期高齢者医療制度 4月からの保険料に関するお知らせ



対象者 ・75歳以上の人
・65歳以上の人で障がい認定により後期高齢者医療制度に加入している人

◎平成 28・29 年度の保険料率はこれまでと変わりません

保険料率は 2 年ごとに見直されます。
平成 28 年度の保険料額は 7 月以降に決定し、町からお知らせします。

あなたの保険料（年額）
(100 円未満切り捨て・限度額 57 万円)

=

均等割額
43,700 円

+

所得割額
賦課のもととなる所得金額 (※ 1)
× 7.9%

現行 (平成 26・27 年度) と同じです。

◎平成 28 年度から被保険者均等割の軽減のうち、5 割軽減と 2 割軽減の対象が拡大されます

■保険料の均等割額軽減の基準

5 割軽減

年額 21,800 円

世帯の総所得金額等が【33 万円 (基礎控除額) + 26.5 万円 × 世帯に属する被保険者数】以下の世帯 (拡大前：26 万円) **対象が拡大されます**

2 割軽減

年額 34,900 円

世帯の総所得金額等が【33 万円 (基礎控除額) + 48 万円 × 世帯に属する被保険者数】以下の世帯 (拡大前：47 万円) **対象が拡大されます**

9 割軽減

年額 4,300 円

世帯の総所得金額等が【33 万円 (基礎控除額)】以下で、世帯内の被保険者全員が年金収入 80 万円以下 (その他の所得がない) の世帯 **これまでと同じです**

8.5 割軽減

年額 6,500 円

世帯の総所得金額等が【33 万円 (基礎控除額)】以下の世帯 **これまでと同じです**

■保険料の所得割額軽減の基準

5 割軽減

賦課のもととなる所得金額 (※ 1) が【58 万円】以下 (年金収入 211 万円以下) の世帯 **これまでと同じです**

■被用者保険の被扶養者だった人 (※ 2)

9 割軽減

社会保険等の被扶養者だった人の保険料は、所得割額がかからず、均等割額は 9 割軽減されます。 **これまでと同じです**

(※ 1) 基礎控除「33 万円」後の総所得金額 (※ 2) 健康保険や共済保険 (国保・国保組合は除く) の被扶養者だった人。

◎入院時食事代の自己負担額が変更になります

平成 28 年 4 月 1 日から入院時の食事負担額が変更になります。
※指定難病患者の方は変更ありません。

現行		平成 28 年度
所得区分	負担額 (1 食)	負担額 (1 食)
現役並み所得者一般	260 円	360 円
低所得Ⅱ	210 円	変更なし
低所得Ⅰ	100 円	

◎適正受診について

診療を受けるときは、被保険者証を必ず提出し、一緒にお薬手帳も提出しましょう。
処方された薬は、きちんと服用しましょう。薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。

◎交通事故等他人の行為でケガをした場合

後期高齢者医療制度で診療を受けることが出来ますので、すぐに町役場までお問い合わせください。

◎皆さんの健康維持のために

糖尿病・高血圧等の生活習慣病の早期発見・予防のため、毎年、健康検査を受けましょう。早期発見・予防は、医療費の抑制にもつながります。また、健康維持のためにできるだけ毎日、血圧を測りましょう。

※お問い合わせ先 町住民環境課 (担当・山口) ☎ 32-6703

平成28年度
狂犬病予防注射
の日程をお知らせします



平成 28 年度の狂犬病の予防集合注射を次の日程で行います。犬を飼っている方は、「狂犬病の予防注射」と「飼犬の登録」を最寄りの会場で受けてください。

当日都合の悪い方は、年度内に動物病院で狂犬病予防注射を必ず受けてください。狂犬病予防注射は 1 年に 1 回必要です。

飼犬の登録をしていない方は、町住民環境課または動物病院に印鑑を持参し、飼犬の登録をしてください。登録は、生涯に 1 度です。既に登録済みの方は予防注射のみ受けてください。

また、飼犬が死亡したり、飼い主や住所等に変更があった場合は、印鑑を持参の上、町住民環境課に届け出をお願いします。

▶新規登録の場合

区 分	料 金
犬の登録手数料	3,000円
予防注射料金	2,450円
注射済票交付手数料	550円
合 計	6,000円

▶注射のみの場合

区 分	料 金
予防注射料金	2,450円
注射済票交付手数料	550円
合 計	3,000円

※新規登録、予防注射とも、お釣りがないようご協力をお願いします。

■ 5月12日(木)

会 場	時 間
安江集会所	9:20 ～ 9:30
新庄山村開発センター	9:40 ～10:00
上野生活改善センター	10:10 ～10:20
木野担い手センター	10:30 ～10:45
坂尻消防小屋前	10:50 ～11:00
町役場前	11:10 ～11:40
大藪生活改善センター	13:10 ～13:20
日向バス停	13:40 ～14:00
早瀬観光センター	14:05 ～14:25
久々子生活改善センター	14:30 ～14:50
体育センター	14:55 ～15:00

■ 5月13日(金)

会 場	時 間
ニューポート(丹生)	9:20 ～ 9:30
菅浜生協	9:45 ～10:05
北田集落センター	10:15 ～10:25
佐田公民館	10:35 ～11:00
農村婦人の家(山上)	11:10 ～11:20
町役場前	11:35 ～12:00

※お問い合わせ先 町住民環境課 (担当・藤村) ☎ 32-6703

●相談事業所

▽相談支援センター 若狭ねっと
(若狭町井ノ口15-24-5)
☎ 0770-6210025

▽社会福祉法人二州青松の郷
はあとぼーとさくらケ丘
(敦賀市桜ヶ丘町8-8)
☎ 0770-244848

※相談を希望される方は、町福祉課に連絡してください。

※お問い合わせ先
町福祉課(担当・萩原)
☎ 32-6704

障がい者(児)の
相談支援のお知らせ

町では、障がい者(児)の福祉に関する問題を解決するため、相談員や相談事業所を設置しています。相談に応じ必要な情報提供を行うほか、障害福祉サービスの利用支援や権利擁護のための必要な援助を行います。

●相談員

▽身体障害者相談員
石丸清美氏(山上)

中面 みい子氏(久々子)

▽知的障害者相談員
中村久美子氏(松原)

県では、平成28年4月に高等学校に入学された交通災害等遺児の保護者に対し、就学支度金を支給します。

●支給条件

- ・生計を一にしていた父、母または未成年後見人を交通災害、労働災害、天災、病気等で失っている。
- ・遺児や保護者の属する世帯に町民税の所得割を課されている人がいない。
- ・遺児が保護者以外の人の養子になっていない。

●申請に必要なもの

入学を証明するもの（在学証明書等）、遺児の戸籍謄本、遺児及び保護者の住民票謄本、世帯全員の課税証明書・通帳・印鑑等

●申込期限

平成28年6月17日（金）

※詳しくはお問い合わせください。

※平成28年4月に小中学校へ入学される児童への就学支度金の受付は終了しています。

※お問い合わせ先

町福祉課（担当・池田）

☎ 32-6704

福井県交通災害等遺児就学支度金の対象が高校就学児までに拡充されました

町では、独立行政法人日本スポーツ振興センターの平成27年度スポーツ振興くじ助成金を活用して、総合運動公園野球場グラウンドを改修しました。

●事業内容

内野土舗装改良、外野天然芝張替え、バックネット、クッションフェンス等の改修

●事業費

1億4,772万9,960円

●助成金額（交付決定額）

6,423万6,000円

※お問い合わせ先

町教育政策課（担当・竹内）

☎ 32-6708

スポーツ振興くじ（toto）の助成を受け、総合運動公園野球場グラウンドを改修しました




↑ 総合運動公園野球場

経済センサス 活動調査

国では、6月1日を基準日に「平成28年経済センサス-活動調査」を実施します。

本調査は、日本の経済活動の状態を明らかにし「日本の経済力」を知るための重要な調査です。事業所及び企業の皆さんには、本調査の意義と重要性をご理解いただき、ご協力をお願いします。



【調査事項】

・名称及び電話番号 ・従業員数 ・所在地 ・主な事業の内容 ・経営組織 ・売上（収入）金額等

【調査の流れ】

●支社等のない単独事業所

5月中旬に、調査員が事業所を訪問し、調査の回答に必要な書類を配布します。以下のどちらかの方法で回答してください。

①インターネットによる回答

「事業所情報ID」を用いて、パソコンで回答してください。

※インターネット回答期間は、5月20日（金）から6月7日（火）です。

※インターネットで回答した場合は、調査員は回収に伺いません。

②調査票による回答

調査票に黒ボールペンで漏れなく記入してください。

6月1日（水）以降、調査員が再度訪問するので、記入した調査票を調査員に提出してください。

●支社等のある企業本社

国、県が郵送により調査の回答に必要な書類を配布し、回収します。

【事業所情報は固く守ります】

「平成28年経済センサス-活動調査」は「統計法」という法律に基づき行われ、調査への回答は本法律により義務として定められています。

調査関係者が調査内容を他に漏らしたり、調査内容を統計法に規定されている利用目的以外（税金の徴収資料等）に使用することは、固く禁じられています。

【調査に関するお問い合わせ先】

○コールセンター

☎ 0120-143-150

○設置期間

平成28年5月6日（金）～9月30日（金）（土・日・祝日含む）

○受付時間

午前9時～午後8時

※ お問い合わせ先 町企画政策課（担当・山本） ☎ 32-6701

年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け給付金）の 申請受付を開始します

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい高齢者の方を支援します。

■支給対象者

平成27年度分の住民税が課税されない方のうち、平成28年度中に65歳以上になる方

※課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合（平成27年度分の住民税において課税者の扶養となっている場合）や、生活保護の受給者である場合等は除きます。

■支給額

1人につき30,000円

※支給は1回です。

■申請方法

①対象となる可能性がある方には、4月末に申請書を送付します。

②申請書に必要事項を記入の上、必要書類とともに、町福祉課へ提出してください。（郵送可）

③支給要件を満たしている方には、申請書に記載された指定口座に入金します。

■申請期間

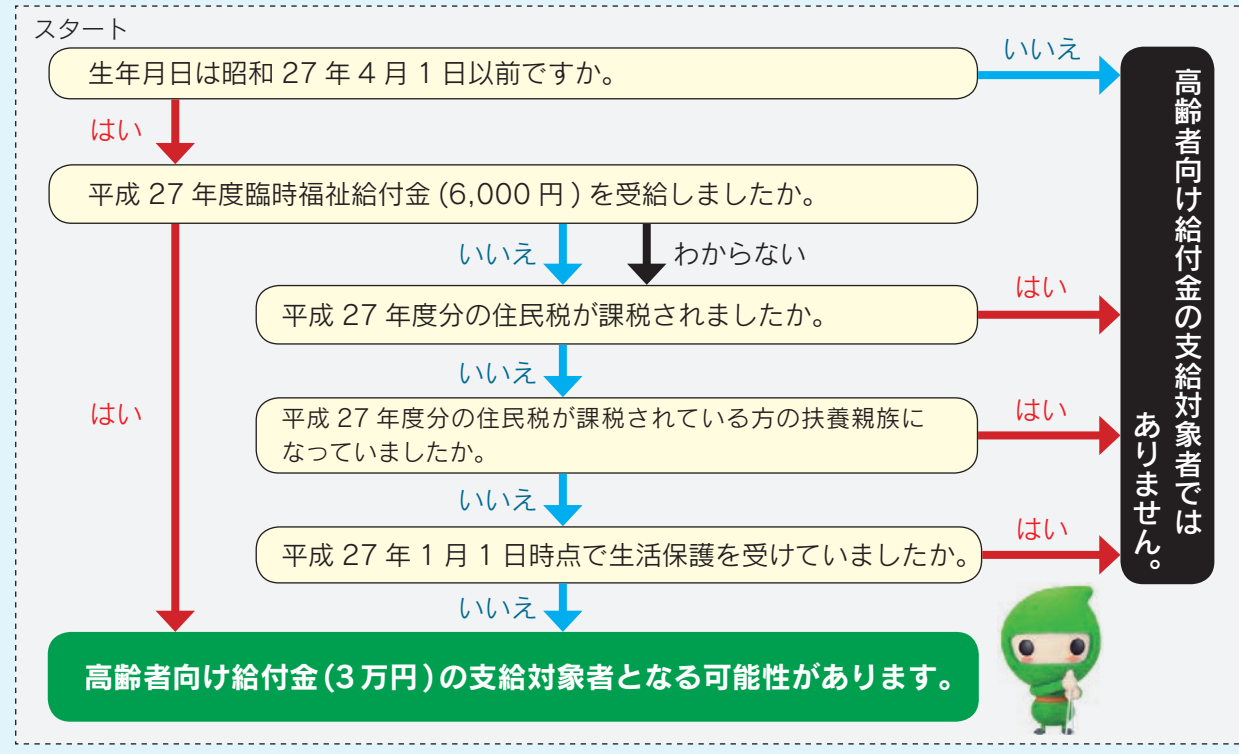
平成28年5月2日（月）～8月2日（火）

■対象者診断

下の図で、対象者の診断が行えます。

申請書が送付されなかった方で、対象と思われる方は、町福祉課までお問い合わせください。

※申請先は平成27年1月1日時点で住民票のある市町村です。



「高齢者向け給付金」を装う「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

※ お問い合わせ先 申請方法に関して 町福祉課（担当・浜野有美） ☎ 32-6704
制度に関して 厚生労働省給付金専用ダイヤル ☎ 0570-037-192